

## 青葉寮移転再整備事業実施法人選考評価等委員会設置要綱

## (設置の趣旨)

第1条 本市が公設公営で運営している情緒障害児短期治療施設青葉寮の民設民営による移転再整備事業を実施する候補の法人（以下「事業実施候補法人」という。）を選定するに当たり、外部有識者等からの意見を聴取するとともに提案内容等に係る評価を得るため、青葉寮移転再整備事業実施法人選考評価等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (委員会の所掌事務)

第2条 委員会では、本市が事業実施候補法人を選定するに当たり、募集要項及び評価基準の策定に係る意見聴取、提案内容等の評価を行うこととする。

2 市長は、前項に定めるもののほか、委員会で市長が必要と認める事項に係る意見聴取を行うことができることとする。

## (委員会の構成)

第3条 委員会は、原則4名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、事業実施候補法人が選定されるまでの間とする。

## (会議等)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

2 会議の議事進行は事務局が行う。

3 第2条第1項に定める提案内容等の評価は、別に定める評価基準に基づき、各委員が評価点を算出する方法によることとする。

## (委員会と本市の関係)

第6条 本市は、第2条第1項に定める募集要項及び評価基準の策定に係る意見聴取に関し、委員から出された意見を十分に勘案し、募集要項及び評価基準を定めることとする。

2 本市は、第2条第1項に定める提案内容等の評価に関し、前条第3項の評価結果を十分に勘案し、事業実施候補法人を選定することとする。

3 本市は、第2条第2項に定める事項を行うために必要な判断を行う際には、委員からの意見を聴取し、当該意見を十分に勘案したうえで行うこととする。

## (会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、第2条第1項に定める提案内容等の評価を行う場合は、非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、保健福祉局子育て支援部児童家庭課に置き、委員会の庶務等を行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、保健福祉局子育て支援担当局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この要綱は、事業実施候補法人が選定された日をもって廃止する。